

国水防第2038号
国水砂第437号
国水保第169号
令和7年4月1日

都道府県土木主管部局長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
防災課長
砂防部砂防計画課長
砂防部保全課長
(公印省略)

既設砂防堰堤に係る河道埋そくの取扱いについて（通知）

標記については、「既設砂防えん堤に係る河道埋そくの取扱いについて（通知）」（昭和63年4月18日付防災課長、砂防課長通知）に基づき運用してきたところであるが、令和7年4月1日発生災害以降当分の間、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

記

既設砂防堰堤に係る河道埋そくの取扱いについては、「災害関連緊急砂防事業」等で対応する「既設砂防堰堤が明らかに被災していない場合で、既設砂防堰堤の計画堆砂区域内に係る埋そく」を除き「災害復旧事業」で対応するものとする。

なお、土石流対策のための除石管理型砂防堰堤等については、一定の条件を満たすものに限り、災害復旧事業による緊急除石を行うことができるものとする。（表-1 参照）

表－1 既設砂防堰堤に係る河道埋そくの適用事業

現象 砂防堰堤 の種別	砂防堰堤の埋没及び計画堆砂区域内の河道埋そくに係るもの（※1）			
	砂防堰堤の被災によるもの及び砂防堰堤の全部又は一部が埋没し、被災の確認が困難なもの		砂防堰堤が明らかに被災していないもの	
砂防指定地 河川種別	右記以外	土石流対策 (除石管理型)	右記以外	土石流対策 (除石管理型)
砂防指定地内 の区域	一級河川	砂防災害	砂防災害	災関緊急砂防 砂防災害（※3）
	二級河川			
砂防指定地外 の区域	普通河川	砂防災害	砂防災害	災関緊急砂防 砂防災害（※3）
	準用河川			
砂防指定地内 の区域	一級河川	砂防災害（※2）	砂防災害（※2）	災関緊急砂防
	二級河川			
砂防指定地外 の区域	普通河川	砂防災害（※2）	砂防災害（※2）	災関緊急砂防
	準用河川			

（注）※1. 計画堆砂区域内、外にわたり河道の埋そくが発生した場合は区域内の被害及び区域外の被害を比較し、被害の程度のいずれか大きい区域の災害として取扱う。

※2. 砂防法第三条により知事が告示した準用砂防設備。

※3. 以下の条件を満たすものに限り、砂防災害復旧事業にて実施できるものとする。

①査定方針第三 1 (二) に加え土砂災害警戒情報が発表されていること。

②土砂災害警戒区域（土石流）が指定されている溪流に設置されている砂防堰堤、土石流堆積工であること。

③除石計画を策定済であること、除石計画に基づき平時から定期的な点検が実施され、必要に応じた除石（流木除去含む）が実施されていること。

④土石流により堆積した土砂（流木等含む）の量が、1,000m³以上かつ、計画捕捉量と計画堆積量の和の3割以上であること。ただし、以下の土砂掘削は国庫負担対象外とする。

イ) 除石管理基準高より下の堆積土砂

ロ) 維持工事とみるべき除石工事中に国庫負担要件を満たす土砂流出があった場合において、その維持工事の着手前の堆積高より下の堆積土砂、又はその維持工事で掘削したことが明らかな掘削高より下の堆積土砂

4. これにより難い場合は別途協議するものとする。

(参考) 既設砂防堰堤に係る河道埋そくの適用事業例示図

I 砂防堰堤の埋没及び計画堆砂区域内の河道埋そくに係るもの

被災形態 砂防堰堤の種別	復旧工法・復旧事業	
	右記以外	土石流対策 (除石管理型)
1. 埋そく土による砂防堰堤の被災	<p>②砂防堰堤の復旧、埋そく土の掘削</p> <p>砂防災害復旧事業</p>	<p>②砂防堰堤の復旧、埋そく土の掘削</p> <p>砂防災害復旧事業</p>
下記以外の砂防堰堤	<p>③砂防堰堤の新設</p> <p>砂防災害復旧事業</p>	<p>③砂防堰堤の新設</p> <p>砂防災害復旧事業</p>
土石流対策（除石管理型）の砂防堰堤	<p>④砂防堰堤の嵩上げ</p> <p>砂防災害復旧事業</p>	<p>④砂防堰堤の嵩上げ、埋そく土の掘削</p> <p>砂防災害復旧事業</p>
2. 埋そく土による砂防堰堤の埋没	<p>⑤埋そく土の掘削等</p> <p>砂防災害復旧事業</p>	<p>⑤埋そく土の掘削等</p> <p>砂防災害復旧事業</p>
下記以外の砂防堰堤	<p>⑥砂防堰堤の新設</p> <p>砂防災害復旧事業</p>	<p>⑥砂防堰堤の新設</p> <p>砂防災害復旧事業</p>
土石流対策（除石管理型）の砂防堰堤		
⑦ 砂防堰堤の全部又は一部が埋没し被災の確認が困難なもの		

<p>3. 砂防堰堤が明らかに未被災</p> <p>下記以外の砂防堰堤 <p>土石流対策（除石管理型）の砂防堰堤</p> </p>	<p>①砂防堰堤の新設、埋そく土の掘削</p> <p>災害関連緊急砂防事業等</p> <p>②砂防堰堤の嵩上げ、埋そく土の掘削</p> <p>災害関連緊急砂防事業等</p>	<p>①砂防堰堤の新設、埋そく土の掘削</p> <p>災害関連緊急砂防事業等</p> <p>②砂防堰堤の嵩上げ、埋そく土の掘削</p> <p>災害関連緊急砂防事業等</p> <p>③砂防堰堤の緊急除石</p> <p>砂防災害復旧事業</p> <p>以下の条件を満たすものに限り、砂防災害復旧事業にて実施できるものとする。</p> <p>①査定方針第三 1 (二)に加え土砂災害警戒情報が発表されていること。</p> <p>②土砂災害警戒区域（土石流）が指定されている渓流に設置されている砂防堰堤、土石流堆積工であること。</p> <p>③除石計画を策定済であること、除石計画に基づき平時から定期的な点検が実施され、必要に応じた除石（流木除去含む）が実施されていること。</p> <p>④土石流により堆積した土砂（流木等含む）の量が、1,000m³以上かつ、計画捕捉量と計画堆積量の和の3割以上であること。ただし、以下の土砂掘削は国庫負担対象外とする。</p> <p>イ) 除石管理基準高より下の堆積土砂 ロ) 維持工事とみるべき除石工事中に国庫負担要件を満たす土砂流出があった場合において、その維持工事の着手前の堆積高より下の堆積土砂、又はその維持工事で掘削したこと が明らかな掘削高より下の堆積土砂</p>
--	--	---

II 砂防堰堤の計画堆砂区域内及び外にわたる河道埋そくに係るもの

被災形態	復旧工法・復旧事業										
4. 計画堆砂区域内の埋そくが主体	<p>① 3-fと同様の復旧工法・復旧事業 ② 3-gと同様の復旧工法・復旧事業 ③ 3-hと同様の復旧工法・復旧事業</p> <p>災害関連緊急砂防事業等</p>										
5. 計画堆砂区域外の埋そくが主体	<p>① 埋そく土の掘削</p> <p>河川災害復旧事業</p> <p>② 砂防堰堤の新設等</p>										
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">砂防指定地内</td> <td>一・二級</td> <td>災害関連緊急砂防事業等</td> </tr> <tr> <td>普通・準用</td> <td>砂防災害復旧事業（砂防法） (第三条ノ二)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">砂防指定地外</td> <td>一・二級</td> <td>災害関連緊急砂防事業等</td> </tr> <tr> <td>普通・準用</td> <td>災害関連緊急砂防事業等</td> </tr> </table>	砂防指定地内	一・二級	災害関連緊急砂防事業等	普通・準用	砂防災害復旧事業（砂防法） (第三条ノ二)	砂防指定地外	一・二級	災害関連緊急砂防事業等	普通・準用	災害関連緊急砂防事業等
砂防指定地内	一・二級		災害関連緊急砂防事業等								
	普通・準用	砂防災害復旧事業（砂防法） (第三条ノ二)									
砂防指定地外	一・二級	災害関連緊急砂防事業等									
	普通・準用	災害関連緊急砂防事業等									

① 計画堆砂区域内、外にわたる埋そくが発生した場合は区域内、外の被害を比較し、その程度の大きい区域の災害として取扱う。

III 災害復旧事業による除石対象範囲に係るもの

(維持工事とみるべき除石工事中に国庫負担要件を満たす土砂流出があった場合)

